

北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 議事録

1 日 時 令和2年12月14日(月) 15:00~15:30

2 場 所 道庁別館9階 第2研修室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 協議事項

- (1) 家きんの高病原性鳥インフルエンザへの対応について
- (2) 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策について
- (3) その他

(開 会)

【瀬川食の安全推進局長】

- ただ今から、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催する。
- 本日司会を務める食の安全推進局長の瀬川でございます。
- 開会にあたり、農政部 宮田食の安全推進監から御挨拶申し上げます。

(挨拶)

【宮田食の安全推進監】

- 農政部食の安全推進監の宮田でございます。本日は高病原性鳥インフルエンザが全国で多発していることから、今後の執り進め、対応について、皆様と確認したくお集まりいただいた。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、国内外で発生が相次いでおり、酪農畜産を基幹産業とする本道において発生した場合、生産農場はもとより、地域経済にも大きな影響を及ぼすことから、その侵入防止とまん延防止は極めて重要。このため道では、この場である「海外悪性伝染病警戒本部」を設置し、情報共有や危機管理体制の確認を行うとともに、道内全ての養鶏場への立入検査や、今月からは消毒強化キャンペーンを行うなど、発生防止対策を強化しているところ。
- こうした中、現在、国内では西日本を中心に猛威を振るっており、11月5日以降この1か月あまりで10県25事例に広がり、殺処分羽数も330万羽にのぼっていることから、道では国とも連携し、発生防止対策の更なる徹底強化として次の2点、1つ目として全道緊急消毒、2つ目として飼養衛生管理基準遵守状況の定期的一斉点検を行うこととする。

- 具体的に、1つ目の全道緊急消毒は、道が100羽以上飼養する全養鶏場に対して、消石灰を購入配布し、家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒を命ずる。2つ目の飼養衛生管理基準遵守状況の定期的一斉点検は、各農場の管理者に確実に連絡をとり、管理者自らに飼養衛生管理基準の遵守状況を自主点検してもらうもので、先週も実施したところだが、このあと毎月定期的に行うこととする。
- 本日は、これらの取組について警戒本部内での確認を行い、今後の防疫体制の一層の連携強化を図っていききたいと考えているのでよろしくお願い。

【瀬川食の安全推進局長】

- 資料の確認。
- 協議事項(1)家きんの高病原性鳥インフルエンザウイルスへの対応について、農政部から説明願う。

【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

- 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザウイルスへの対応について、資料1に基づき説明。

－質疑なし－

【瀬川食の安全推進局長】

- 続いて、(2)野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策について、環境生活部から説明願う。

【環境生活部自然環境課 藤島動物管理担当課長】

- 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策について、資料2に基づき説明。

－質疑なし－

(挨拶)

【宮田食の安全推進監】

- 本日の報告で、高病原性鳥インフルエンザ対策の更なる強化について御確認いただいたと思うが、国内では自然環境でウイルスが広がっており、どこでも発生リスクがある中、やるべきことは、ウイルスを農場に侵入させないこと。

- 鳥インフルエンザから農場を守るには、1に農場バイオセキュリティ、2に農場バイオセキュリティ、3、4がなくて5に農場バイオセキュリティと、農場バイオセキュリティの強化あるのみであり、このためには、病原体の侵入防止に向けて全ての関係者が適切に実行することが最大のポイントになるので、生産者はもとより、関係機関・団体、出入りの業者さんなどに対して、広く注意喚起の呼びかけをお願い。

【瀬川食の安全推進局長】

- これをもって北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会を閉会する。